

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、三郷町長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和七年八月二十二日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（デジタル数値撮影及び写真地図作成）

二 測量の地域 生駒郡三郷町全域

三 測量の期間 令和七年九月一日から令和八年三月十九日まで